



# くすりと健康

一般社団法人  
神戸市薬剤師会

## 医薬品の 分類が変わります

今年6月12日から薬事法が一部改正され、医薬品の分類が少し変わります。

病院や処方せんによりもらう薬は、「医療用医薬品」といい、薬剤師による対面販売が法律で規定されました。平成21年から分類分けされている第1類、第2類、第3類の薬局・薬店で販売されている薬は「一般用医薬品」と呼ばれ、すべての「一般用医薬品」はインターネット、電話やカタログなどでの販売が可能となりました。そして、今回「要指導医薬品」という分類が新たに規定され、薬剤師が対面で情報提供してから販売しなければならぬと定められました。また、原則的に使用者本人が購入することになっており、使用者以外の代理の人が購入することは正当な理由がない限りできません。この「要指導医薬品」は、「毒薬」、「劇薬」

と医療用から一般用に移行して間もない医薬品（スイッチ直後品目）が指定されており、現在アレグラ®やアレジオン®など25品目が該当します。このうち、「スイッチ直後品目」は承認から3年が経過すると、原則的に「要指導医薬品」から「一般用医薬品」に分類が変更されるため、ネット販売などが可能となります。

インターネットで医薬品を購入する際の注意点は、販売サイトが信用できる店舗であるかという点が挙げられます。「一般用医薬品」はすべて販売可能であり、第2類と第3類は、薬剤師または登録販売者が使用者の状態を確認して販売してよいことになっていますが、第1類に関しては、使用者の状態などを薬剤師が確認したうえで、「用法・用量」「服用上の留意点」「服用後に注意すべき事項」などの情報を提供し、それを購入者が理解した旨をメールなどでやり取りをしてからの販売が必要となっています。また、インターネット上だけに存在する

仮想店舗は認められておらず、実際に薬局・薬店の許可を取得し店舗として営業をしている薬局・薬店しかネット販売がおこなえません。したがって、店舗の写真、開設許可証の内容、情報提供・販売を担当するために現在勤務している薬剤師・登録販売者の氏名などを販売サイトに掲示する必要があります。これらの対応をおこなっていない販売サイトや「医療用医薬品」「要指導医薬品」を販売しているサイト、使用期限の切れた医薬品を安くして販売しているサイトは違法なサイトになりますので注意してください。

今回、医薬品の購入方法も若干変わっているところがあります。ネットに限らず、医薬品は正しく購入しましょう。

（北区）薬局エビラファーマシー

松本 博志